
研究概況

日本女性史研究の動向

早川紀代 *

一、はじめに

日本における女性史研究は、女性運動の動向と関連して発展してきた。1945年以前においても、この傾向は指摘できるし、1945年以降1980年前後までは女性運動の動向から女性史研究はその問題意識をくみとってきたといえる。

したがって、はじめに女性史研究の背景をなしているアジア・太平洋戦争終結以後の女性運動の歴史について、ごく簡単にふれておく。日本の敗戦から連合軍の占領統治、憲法・民法・刑法・教育基本法・児童福祉法など新しい法体制の成立。日本の独立をへて1955年までの時期は、参政権の獲得、「家」制度の解体などによって女性が、民主主義を体験し始めた時代であり、労働運動へ参加して組合婦人部を結成し、平和や生活の擁護をかかげるさまざまな女性団体を自主的につくっていった

* 日本早稲田大学文学部講師

近代中國婦女史研究 第3期（1995年8月）

◎中央研究院近代史研究所

時代である。民主主義科学者同盟に参加した女性研究者は婦人問題研究会をつくり、女性史研究に着手している。

1955年から1970年代はじめまでの時期は、日本の経済が高度成長を遂げ、政治的には自由民主党の政権のもとで保守と革新がつねに対抗していた時代である。この期に農業人口が激減し、経済成長をささえる性別役割分業型の家族が一般的になった。母親大会をはじめとする女性運動は、いのちと暮らしをまもる大衆運動として定着し政策、とくに地方自治体に影響をあたえるようになった。労働運動の分野では母性保護や保育所の設置の要求と若年・結婚・出産退職制、差別定年制にかんする裁判闘争が中心をなした。この期に地域女性史研究会がうまれている。

1970年代後半から現在までの時期の総括はむづかしい。政府や地方自治体の女性行政が「国連婦人の10年」の諸動向の影響をふかく受けたばかりではなく、女性運動もこの影響をうけて運動の対象や参加者がひろがった。国籍法や相続法の改正、男女共修の家庭科教育が実現し、雇用機会均等法も成立した。民法の全面的見直しもすすんでいる。国、地方とも女性議員数は若干ふえている。各種審議会の女性参加率も上昇した。女性運動の影響は大きい。女性運動は買売春や「従軍慰安婦」問題などを女性の人権問題として、アジア諸地域の女性たちとともにとりくんでいる。しかし、昨年にひきつづき、今年もまた女子学生の就職率は50%前後である。雇用機会均等法では募集、採用における女性差別の廃止を企業の努力義務にしているからである。現代における日本女性問題はこの事実に象徴されている。

二、1945-1970年代初期

1945年以降の女性史研究の歴史は、1945年から1970年代はじめまでの時期と1970年代初期から今日に至るまでの時期に大きく区分することができる。1970年代以降の特色は古代史、中世史、近世史の女性史研究が本格的におこなわれるようになつたこと、女性史研究がアカデイミイズム

に定着してきたことである。はじめに1945年から70年代初期の女性史研究の動向から紹介する。

この期の女性史研究は近代史（1868-1945）が主流である。通史の編纂、個別研究、オーラルヒストリイならびに伝記・自伝執筆の三つの分野において、研究が蓄積されている。通史は古代から近代あるいは現代までを概観するものとテーマによる通史とがあるが、この間に25編前後（7巻ないしは4巻の講座形式の通史を含む）の通史が刊行されている。比較的多数の読者に読まれたものは、井上清『日本女性史』（三一書房、1949）、高群『女性の歴史』（4巻、講談社、1954-8）、村上信彦『明治女性史』（4巻、理論社、1969-72）、米田佐代子『近代日本女性史』（2巻、新日本出版社、1972）である。すべての女性の苦しみと喜び、解放への闘いの歴史を描こうとした井上『日本女性史』は、敗戦後の新しい時代を迎えていた女性たちによって熱読され、第1次女性史ブームをつくった。高群は性の商品化の視点から、村上はオーラルヒストリイをいかして体制に順応するしかなかった圧倒的多数の女性の生活の視点から、米田は解放運動を支える女性の生活を視野にふくんで、それぞれまとめている。60年代にはいって戦後女性史が刊行される。

個別研究は地租の軽減、国会の開設、憲法の制定をスローガンに人民の自由と権利を求めた自由民権運動に参加した福田英子、清水紫琴の研究、紡績・製糸労働者の研究、福沢諭吉、巖本善治など啓蒙思想家の女性論、家庭論、「女学雑誌」、社会主義の婦人論、愛国婦人会など明治期を中心に、1920年代の婦人参政権運動、「母性保護論争」などについても紹介をかねた研究がおこなわれている。この期の個別研究の特色は地域女性史、女性運動史の研究と被差別部落の女性に関する研究があらわれたことであるが、通史編纂の繁栄に比して、個別研究はすくない。オーラルヒストリイは戦争体験記、生活記録が主であるが、1960年代から70年代にかけて炭鉱婦、娼妓（からゆきさん）、製糸女工など、底辺でいきた女性たちの聞書きの記録がまとめられ、70年代の第2次女性史ブームの発火点となつた。

この時期の最大の特徴は女性史の方法論をめぐって1970年代はじめに、前述村上と米田、伊藤康子、大木基子らの間で論争がおこなわれたことである。基本的な論争点は、以下の通りである。従来の女性史は女性解放の政治的図式に重点をおいている、女性史は圧倒的多数の庶民女性の生活をまるごと叙述することであり、庶民女性のたくましさ、内面のエネルギーを描くことであるという村上の主張にたいし、米田たちは女性解放は庶民女性の全生活史をつらぬく基本命題である、女性一人一人の生活に土台をおきつつ、時代を動かし、歴史を変革する女性像をどのように把握するかということが女性史の課題であると反論した。この論争に付随して女性史の課題について、いくつかの提起がおこなわれた。この論争後は明確な方法論としての自覚をもたないまま、女性史研究は生活史的視点が主流になっていった。この時期は大衆運動の発展、国民の基本的人権の自覚の芽生えなどを背景にして、歴史学界においても人民闘争史から民衆史、民衆思想史、地域史の提起がおこなわれている。村上の提起は70年代から今日にいたるまで全盛の社会史の方法にちかい提起であった。

この期の女性史研究でもう一つ着目しておきたいことは、民俗学において従来の研究に女性の視野がないことを批判して、瀬川清子が婚姻史の研究をはじめたこと(『婚姻覚書』大日本雄弁会講談社、1957)、高群が『招婿婚の研究』(大日本雄弁会講談社、1953)を著し、古代における妻方居住の結婚形態をあきらかにしたことである。また、法制史研究では明治期の「家」制度の本格的研究が展開されていたが、女性史をはじめ日本近代史では「家」制度の歴史的分析はおこなわれていない。この傾向は今日までつづいている。

三、1970年代初期—1995

前半の1970年代初期から1982、3年までは全時代における女性史研究が展開し、女性史研究が熱い息吹におおわれた時期である。この成果の

一部は講座『日本女性史』(5巻、東京大学出版会、1982)にまとめられた。1983年以降には研究はさらに蓄積され、テーマをしづつ専門著書が数多くまとめられている。隣接分野の研究、とくに民俗学の成果を積極的に吸収し、さらに外国における日本女性史研究者との共同研究、研究紹介、アジア地域の女性史研究者との交流もおこなわれるようになっていている。ジェンダーによる女性史分析が近世期をのぞいてとりいられている。個別研究が進展した反面、研究状況は混沌としてきている。時代別に研究動向を簡略にのべる。

☆古代 研究の比重は圧倒的に家族婚姻史にある。高群の研究を批判しながら(母系制ではなく母系制の遺制、招婿婚は母系制のもとでの婿入ではなく双系制下の妻訪い、妻方居住)発展させた。古代女性史はおくの成果をうみ、古代史の定説を覆し、古代史研究者との論争がつづいている。成果は以下のようなものである。一つは父系制成立以前に双系制がとられていたことであり、二つめは家父長制家族(家産の家長による独占)の成立は11、12世紀であると規定したことである。さらに9世紀以前における対偶婚(夫妻の別居制、子供は母と暮らす、妻訪婚、性愛がなくなれば別れる)の存在と買売春の未成立を証明した。4つめに11、2世紀以降女性相続が制限され、制限は政治的地位にかかわる所領・所職の相続からはじまることをあきらかにし、5つめに古代村落共同体における女性首長の存在と女性の共同体運営への参加を実証した。また、労働の性別分業のありかたと分業が性差別をうんでいないこともうちだした。思想の分野では仏教の女性蔑視観の日本における発見は8、9世紀以降であり、女性にたいする差別思想としてのがれ観は11世紀以降に成立したことをあきらかにした。対偶婚の発見は古代女性史研究の発展の基礎になっている。古代女性史研究は家父長制の成立をもって中世の成立としている。

☆中世 中世においても家族婚姻史研究が主流であるが、対象分野は巾広い。分析史料は文学、狂言、能にまでおよんでいる。夫と妻が同居して、「妻夫」を核とし親族・姻族が連合する個別経営体である「イ

エ」は11、12世紀に成立すること、この「イエ」において妻が果たす役割は重要であることが指摘されている。妻は夫に従属していない。領主、名主層の婚姻結合における女性の役割の重要性や乳母は養育のみでなく、武士を連合させる政治的役割をになっていたことも実証している。女性の相続は鎌倉後期から一期のみになるが、村祭祀へは妻夫がともに参加したこと、後宮女性の政治的役割は存続したこと、女院は政治的・経済的実権をもっていたという指摘も重要である。しかし、中世の遊女の芸能者としての性格は中世後期から売春婦としての性格へ変化した。さらにシングルの女性、子どもの状態などに研究が及んでいる。従来の通史（婚姻史）が中世を女性の地位の転落が始まった時期として描いたのに対し、概して中世における女性が果たす役割の大きさを指摘するものが多い。

古代、中世とも家父長制家族の成立前後における男女関係と国家、村落など当該社会の構造との関係を公的社會、私的領域にわたって究明することが今後の課題である。

☆近世 幕藩体制のもとで家父長制家族が全階層にわたって確立した近世は、もっとも女性の地位が低下した「女性の暗黒時代」といわれてきた。70年代以降の近世女性史研究は、この指摘を実証研究によって覆し、近世期の女性の生活を史料にもとづいて忠実に歴史的に復元してきた。その仕事は主として労働、家と婚姻・家族生活、売春、思想の分野でおこなわれている。労働についてはその形態を区分し、下層民の雇用労働、上層農民や商家の妻の家事・家政的労働、農業・商業などの自営労働について、妻や家長が書きのこした日記なども利用して、1年間の女性が従事する農作業の種類、雇用女子（年季、日割り、日雇い）の労働、賃金の男女格差、夫婦の仕事の分担など、日常の隅々にわたって詳細に復元されている。子の教育をふくめて家の経営は家長の専管事項であった。一方女性の雇用労働は近世女性の自立につながるとの展望が認められている。家の継承がもっとも重要であった近世では、離婚は夫の専権であるとされてきたが、夫婦両家の協議によるものであるとの指摘

がなされた。結婚にいたる手続きの過程もあきらかにされている。また下層武士における父の育児へのかかわりも日記の分析によってなされている。墮胎・出産にたいする幕府・藩の規制に関する研究もはじまつた。身分制のもとでの女性の制約と商品生産の発展による制約の崩壊との関係などを解明する方法論の検討がまたれる。

☆近代・現代 前近代における女性史研究の著しい進展に比較すると、近・現代の女性史研究は停滞気味である。この20年間の研究動向は次の通りである。前期の通史および紹介的個別研究から脱して個別実証研究がまず女性運動史に関してすすめられた。自由民権運動史では個人のみではなく、女性組織がとりあげられ、1910年代から20年代のさまざまな女性団体に関しては労働運動や無産運動だけではなく、市民団体や地域女性団体、それらの団体の共同行動についても分析された。また産児制限運動に関する論文も若干あらわれた。運動史の進展は地域女性史研究の展開と連動している。次に1930年代および戦時期の研究が飛躍的に発展した。婦人参政権運動に多数の団体と個人が参加したことに示されるように、1930年代前半は女性運動の第3の昂揚期であったことが明らかになった。戦時期については労働・保健・生活、軍慰安婦をふくむ性の実態の分析が進んでいる。一方、1982、3年から女性は戦争の被害者のみではなく、戦争の協力者であり、アジア諸国に対しては加害者であるという指摘がなされ、女性活動家および庶民の協力実態の暴露と戦争協力の過程の解明が行われている。第2次大戦後の女性史は女性労働、労働運動、母親運動、家族生活の変容などの分野ですすめられている。思想史では啓蒙思想家の女性論について性役割分業論や天皇論の視点から見直しがはかられ、さらに良妻賢母教育についてもその展開過程の見直しが行われている。また近・現代家族の実像が結婚や性、あるいは家計や主婦の活動、性役割分業の観点から深められており、近代家族の概念について主として社会学者から提起がなされている。方法論上の提起は前期より多様になっている。

はじめに後者についてのべる。現在、日本には70をこえる、主として

アマチュアの地域女性史研究会が活動しており、1977年から6回の全国集会をもっている。専門研究者が多い研究会として女性史総合研究会（京都）と総合女性史研究会（東京）がある。とくに前者は出版活動がさかんであり、「女性史研究文献目録」（1—1868—1981、1983年刊行、2—1982—86、1988年、3—1987—91、1994年、いずれも東京大学出版会）は有用である。戦前の運動家を中心に自伝・伝記類の出版、45種におよぶ戦前の雑誌の復刻、山川菊栄や平塚らいでう、岸田俊子らの著作集、「近代日本婦人問題資料集成」（ドメス出版 10巻）、「日本キリスト教婦人矯風会百年史」などの女性団体史の刊行は近代女性史研究の発展を促している。現在「近代女性運動資料集」（鈴木裕子編 10巻、不二出版）が刊行中である。

つぎに日本における女性史研究が現在直面している問題について、私の考えをのべることにしたい。女性史の出発点は抑圧から女性を解放することにあった。今日においても女性にたいする差別は解消しておらず、差別は日本においては経済的支配のもとで複雑な形で再生産されており、女性史の出発点を無視することはできない。前期の女性史論争をへて、解放史をめざす女性史研究が、女性をとりまく生活を重視するようになったことは前述した。女性史研究が生活史的視野をふくみこむことによって、解放史はより歴史の実像にちかくなる。生活史の探求は、1970年代に日本の歴史学界を席巻し始めた社会史をふかめるものであったが、生活史の方法論の探求は歴史学の方法として一部を除いて自覺的になされなかつた。女性解放史が依拠するマルクス主義的歴史学は80年代後半にいたるまで社会史を批判してきた。方法論がふかめられないまま、女性史研究の対象は無限に広がり、それらを結ぶ環はいまだみいだされていない。

80年代にはいって社会史、歴史人口学、歴史社会学やポスト構造主義の立場から、抑圧史としての女性史は解消すべきであり、女性史は男女関係史であるという提起が、また女性史に残された最大のテーマは性と生殖であるという主張がだされた。60年代後半以降の欧米のフェミ

ニズムは、その背景にある運動や要求課題ではなく、近代批判および思考におけるパラダイムの転換として日本に輸入された側面が強いため、今までの女性解放運動は近代の枠内にあるものとして、あるいは圧倒的多数である主婦を対象にしなかったとして70年代に登場したフェミニズムから葬りされた。女性史研究における80年代の方法論の提起はこの潮流に属している。とはいえ、これらの研究も性の抑圧を対象にしていると私には思われる。現在、女性史は方法論上大きくわけて、解放史と抑圧史ではないと主張する男女関係史としての女性史という2つの傾向が存在している。性の抑圧体制としての家父長制、性別役割分業（体制）、ジェンダーを女性史の方法として、その出発点においているのは後者であるが、この分析視点は女性史では一般化しており、前述したようなさまざまな見直しが試みられている。

解放史を試みる女性史をふくめて女性史研究が混沌としているのは、現代の女性解放のありかたが日本では混沌としていること、方法上の鍊磨がなされていないこと、ジェンダー概念を研究者がそれぞれの解釈によって使用していることに原因があると思われる。私はジェンダー概念を性差が社会的に形成される過程として把握し、さらにスコットにしたがって政治領域におけるジェンダーの機能を重視している。生活史としての社会史を社会構成体のなかに位置づけ、その上でジェンダーの分析視点を使用すること、いいかえれば性的状況を含む生活と政治の領域をつなぐ環をみつけること、またその試みを近世から近代への移行過程、すなわち19世紀における家族形態、家族法、雇用形態、思想における変化を跡づけることによっておこなうことは意義があると思われる。